

第77回平和憲法を守る 神奈川県民集会 第24回「かながわ平和憲法を守る会」総会

「改正新型インフルエンザ特措法の『緊急事態宣言』」を考える

感染症の蔓延の中で人権をどう守るか

安倍政権の無策による新型コロナウイルスの感染拡大が深刻さを増す中、安倍首相は科学的根拠もなく学校の休校要請のパフォーマンスで混乱を拡大し、さらに現行の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の対象に新型コロナウイルス感染症を追加する法改正させた。しかし、特措法は緊急事態に関わる特別な仕組みが用意されており、そこでは、内閣総理大臣の緊急事態宣言のもとで行政権への権力の集中、市民の自由と人権の幅広い制限など、日本国憲法を支える立憲主義の根幹が脅かされかねない危惧がある。これは、緊急事態条項を盛り込むための憲法改悪への第一歩である。今回は、特措法改正の「緊急事態宣言」の問題点から、人権そして憲法をどう守るかを考えます。第5次厚木爆音訴訟の報告も大波厚木爆音訴訟団長が行います。また、「かながわ平和憲法を守る会」の第24回総会を行い、今後の活動を検討します。会員の方はもちろん、友好団体や会員でない方からも会の活動に対するご意見をいただきたいと思っております。ぜひ、ご参加ください。

日時 5月16日(土) **14:00~** (開場 13:30)

総会 14:00~ 厚木爆音訴訟報告 14:20~ 記念講演 14:45~

場所 県民サポートセンター711

(JR横浜駅西口より 徒歩5分)

講師 呉東 正彦さん

(原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会共同代表・本会代表委員)

第5次厚木爆音訴訟報告 大波団長

※資料代・会場費 500円 開催協力券(300円)で参加できます。



主催 かながわ平和憲法を守る会

代表委員 中野 新 (元弁護士・前厚木爆音訴訟弁護団団長)

呉東 正彦 (弁護士・原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会共同代表)

連絡先 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民活動サポートセンター内238

TEL 090-11056980 e-kaihou@ezweb.ne.jp

問い合わせ 090-2542-0413

吉田 akira-yo.manabu@docomo.ne.jp

042-797-7486 (FAX共) 瀬川 e-kaihou@nifty.com